

公 告

保税工場の許可期間の更新について、関税法第61条の4の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年1月15日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

1 被許可者の名称及び住所

佐世保重工業株式会社
長崎県佐世保市立神町1番地

2 保税工場の名称及び所在地

佐世保重工業株式会社 佐世保造船所 保税工場
長崎県佐世保市立神町1番地

3 更新した期間

自 令和	8年	2月	1日
至 令和	11年	1月	31日

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年1月15日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

1 被許可者の名称及び住所

佐世保重工業株式会社
長崎県佐世保市立神町1番地

2 保税蔵置場の名称及び所在地

佐世保重工業株式会社 佐世保造船所 保税蔵置場(併設)
長崎県佐世保市立神町1番地

3 更新した期間

自	令和	8年	2月	1日
至	令和	11年	1月	31日